

仮執行宣言の申立について

- 1 相手方が、支払督促を受け取ったにもかかわらず、支払に応じてくれなかったり、異議申立てもしないという場合があります。
このような場合にはすでに発付された支払督促に仮執行宣言を付けて、強制執行が可能な文書（これを「債務名義」といいます）を取得する必要があります。この仮執行宣言付支払督促が相手方に送達されて2週間以内に異議申立てがないと、これが確定し、申立人が勝訴判決を得たときと同様に強制執行できる書面となります。
- 2 仮執行宣言の申立てができる期間は、相手方（債務者）が支払督促を受け取った日の翌日から14日経過した日から数えて30日間です。この期間が過ぎると支払督促は効力を失い、仮執行宣言の申立てができなくなります。

《仮執行宣言の申立てに必要な書類》

- 1 仮執行宣言申立書 1通
- 2 当事者目録，請求の趣旨及び原因のコピー2通(債務者が2名のときは3通)
→コピーは印影のないものをご提出ください。
- 3 郵便切手 債務者用 1, 099円(但し50gまで)
(なるべく少ない枚数の切手で予納してください。)
債権者用 1, 099円又は94円(但し50gまで)
(94円の場合は、受領書も提出してください。)
- 4 はがき 債権者の住所氏名を宛先にお書きの上、提出してください。
(63円) 債務者の送達日等の連絡に使用します。

